

横浜市相談支援事業所運営支援事業費補助金交付要綱

制 定 平成 30 年 7 月 1 日 健障福第 663 号(局長決裁)

(趣旨)

- 第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 5 条第 18 項に規定される特定相談支援事業及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の二の二第 6 号に規定される障害児相談支援事業を行う事業者に対する運営支援事業費補助金（以下「運営支援費」という。）の交付について、必要な事項を定める。
- 2 運営支援費の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

- 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 相談支援専門員 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 28 号）第 3 条及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）第 3 条に規定する相談支援専門員をいう。
 - (2) 相談支援事業者 障害者総合支援法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する特定相談支援事業者及び児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する指定障害児相談支援事業者をいう。
 - (3) 相談支援事業所 障害者総合支援法第 51 条の 20 第 1 項に規定する特定相談支援事業所及び児童福祉法第 24 条の 26 第 1 項第 1 号に規定する障害児相談支援事業所をいう。
 - (4) 常勤 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 18 年 12 月 6 日障発第 1206001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「指定基準解釈通知」という。）第二 2（3）に規定する常勤をいう。
 - (5) 専従 指定基準解釈通知第二 2（4）に規定する専従をいう。

(補助の目的)

- 第 3 条 運営支援費は、横浜市内の事業者に所属する相談支援専門員が、障害者本人を中心とした相談支援を適切に実施し、相談支援事業所内での相談支援の質の向上に向けたスキルアップを図る機会を創出するための体制整備を目的とする。

(補助の対象事業所及び金額)

- 第 4 条 運営支援費は、横浜市内の相談支援事業所を対象とし、当該要綱第 7 条の交付の要件をすべて満たしている場合に、該当する常勤かつ専従の相談支援専門員一人につき 90 万円交付する。

(交付申請)

- 第 5 条 補助金規則第 5 条の規定により市長が定める横浜市相談支援事業所運営支援事業費補助金交付申請書（第 1 号様式）の提出期日は、平成 31 年 1 月 4 日から平成 31 年 1 月 15 日とする。

2 前項の申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 要件確認シート（第1号別紙）
- (2) 相談支援専門員の雇用状況報告書（第2号様式）
- (3) 相談支援事業実施状況報告書（第3号様式）
- (4) 役員等名簿（第4号様式）
- (5) 運営規定の写し
- (6) 運営支援費交付対象となる相談支援専門員の初任者研修終了証の写し
- (7) 財産目録

ただし、新設の法人で財産目録がない場合は、資産状況のわかる書類の写し

- (8) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第6条 前条の規定により、運営支援費交付の申請があったときは、第7条の要件を審査のうえ、交付の可否を決定し、横浜市相談支援事業所運営支援事業費補助金交付決定通知書（第5号様式）、もしくは横浜市相談支援事業所運営支援事業費補助金交付却下通知書（第6号様式）により通知するものとする。

（交付の要件）

第7条 運営支援費を受ける事業所は、平成31年1月1日時点で横浜市の指定特定もしくは指定障害児相談支援事業所（地域療育センターを除く）に指定され、かつ申請日時点で以下に定める（1）から（6）までのすべての要件を満たしていることとする。

なお、以下の要件は全て事業所単位で満たしていること。

- (1) 以下のいずれかの要件を満たしていること

ア 平成30年3月1日以前に横浜市の相談支援事業所として指定を受けている事業所次に掲げるいずれの基準にも適合していること。

(ア) 平成30年4月1日以降に常勤かつ専従の相談支援専門員を増員し、継続して雇用していること。

(イ) 相談支援専門員を2名以上配置していること。

(ウ) (イ)の相談支援専門員の中に、(ア)の相談支援専門員以外に、当該事業所に常勤換算で0.5人以上勤務する相談支援専門員が1名以上いること。

イ 平成30年4月1日以降に横浜市の相談支援事業所として指定を受けている事業所次に掲げるいずれの基準にも適合していること。

(ア) 常勤かつ専従の相談支援専門員を配置し、継続して雇用していること。

(イ) 前項(イ)及び(ウ)の基準に適合していること。

- (2) 障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号。以下「算定告示」という。）に基づく特定事業所加算(Ⅳ)以上の取得をしている又は取得可能な体制を整備できていること。

- (3) 以下のいずれかの要件を満たしていること

ア 運営支援費交付の対象となる相談支援専門員の数に応じて、当該事業所と契約し指定特定及び指定障害児相談支援を利用する横浜市民の障害児及び障害者を平成 30 年度中に新規で 45 件以上担当していること。

イ 平成 30 年度に横浜市が主催する「神奈川県障害者相談支援従事者初任者研修（横浜市）」の受講者を当該運営支援費の対象となる常勤かつ専従の相談支援専門員として配置する場合については、運営支援費交付の対象となる相談支援専門員の数に応じて、平成 30 年 4 月 1 日から運営支援費交付申請日までに、当該事業所と契約し指定特定相談支援及び指定障害児相談支援を新規で利用する横浜市民の障害児及び障害者を 10 件以上担当し、かつ、平成 31 年 12 月末までに計 45 件以上担当する計画を第 3 号様式で届け出ること。

(4) 運営支援費を申請する事業所の所在する区で開催される、自立支援協議会における相談支援事業所を対象とした部会に、事業所として原則毎回参加していること。

(5) 平成 30 年 4 月以降、横浜市の区福祉保健センター、基幹相談支援センター及び精神障害者生活支援センターからの紹介で、新規に指定特定及び指定障害児相談支援を利用する障害児及び障害者を 10 件以上担当していること、または平成 31 年 12 月末までに担当する予定であることを第 3 号様式で届け出ること。

(6) 運営支援費の申請者又は申請法人の役員が暴力団員ではないこと。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）

（申請の取下げの期日）

第 8 条 補助金規則第 9 条第 1 項規定により市長が定める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して 10 日以内の日とする。

（実績報告）

第 9 条 補助金規則第 14 条第 1 項の規定により、補助事業者等が市長への報告に用いる書類は、横浜市相談支援事業所運営支援事業費補助金事業実績報告書（第 7 号様式）とし、運営支援費申請年度末までに市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定通知）

第 10 条 補助金規則第 15 条の規定による補助金の額確定通知は、横浜市相談支援事業所運営支援事業費補助金額確定通知書（第 8 号様式）により行うものとする。

（交付の条件）

第 11 条 本要綱に基づき交付された運営支援費は、事業所の指定特定及び指定障害児相談支援事業の実施以外の目的に使用してはならない。

2 運営支援費の交付を受けた事業所が、その要件を満たさなくなった場合、もしくは満たすことが難しいことが明らかになった場合は、速やかに市長に届け出をし、返還についての手続きをとること。

3 当該補助金事業に係る記録等を整備し、保管をしておくこと。

4 市長に關係記録の提出を求められた場合は、その求めに応じること。

5 市長は、前各項に違反した事業者及び虚偽や不正が確認できた事業者に対し、運営支援費の返還を求めることができる。

(関係書類の整備)

第 12 条 補助事業者等は、以下の書類を 5 年間保存しなければならない。

- (1) 補助事業等に係る経費の収入および支出を明らかにした書類
- (2) 補助事業等に関連する支援記録などの書類

(交付の請求)

第 13 条 補助金規則第 18 条第 1 項の規定による補助金の交付申請は、横浜市相談支援事業所運営支援費補助金請求書（第 9 号様式）により、行うものとする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、補助金等の交付に関し必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。